

令和８年度 事業計画

(令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで)

定款第４条に掲げる事業は、次の計画により行う。

１ 文学資料の収集、整理、保存等（第４条第１項第１号関係）

（１）北海道にゆかりのある文学資料の収集、整理、保存

北海道にゆかりのある図書、雑誌、特別資料を中心に収集を進め、内容と形態に基づいて整理、分類し、保存する。

（２）収蔵資料目録の作成及びレファレンスサービスの提供

未登録資料のデータベース化を進め公開資料の拡充を図るほか、特別資料の公開方法を引き続き検討する。

（３）寄贈資料の受入及び整理

未整理の寄贈資料について、資料調査を行うとともに、資料の登録作業を順次行う。

（４）資料の閲覧及び貸出

収蔵資料を閲覧できるようにするとともに、他の博物館等での展示や学術研究のための貸出を行う。

２ 文学に関する展覧会、文芸講演会、文学講座等の開催（第４条第１項第２号関係）

別添一「令和８年度 展覧会事業計画」

「令和８年度 教育普及事業計画」

３ 文学に関する調査研究（第４条第１項第３号関係）

（１）収蔵資料の取扱い等に関する調査研究

収蔵資料の活用に関する他施設の取り組み状況を調査し、当館における今後の資料収集とその活用法を研究する。

（２）収集資料の分析・解説、資料目録等作成のための調査研究

収集資料について調査、分析を行い、未登録資料の目録作成を進める。

（３）特別展図録、リーフレット等作成のための調査研究

令和８年度に開催する特別展の図録作成のための調査研究のほか、令和８年度以降の展覧会事業に関する調査も行う。

４ 文学愛好団体等の活動に対する支援（第４条第１項第４号関係）

文学研究団体の活動や、市町村、大会実行委員会等の文化活動に対し、名義共催や後援等を行い支援する。

- 5 道民の関心を高める啓発・広報活動（第4条第1項第5号関係）
- （1）文学館会員及び関係諸団体との情報交流を深める。
 - （2）道民に対する啓発のため、広報誌「北海道文学館報」を年4回発行するほか、「年報」、「事業案内」等を発行する。
 - （3）展覧会のポスターや施設案内等を公共施設等に掲示するほか、新聞や観光・文化情報誌でのPRを積極的に進める。
- 6 文学に関する各種刊行物の編集・刊行（第4条第1項第6号関係）
- （1）展覧会事業に係る図録、解説書等を作成する。
- 7 北海道立文学館の管理・運営（第4条第1項第7号関係）
- 北海道教育委員会の指定を受けて、北海道立文学館の管理・運営を行う。
- ・事業費（資料収集・展示等事業、教育普及事業、貸館事業）
 - ・管理費（管理運営、施設維持）
- 8 附帯事業（第4条第1項第8号関係）
- （1）全国文学館協議会及び道内各文学館との連携の充実
 - （2）博物館実習生の受入
 - （3）図録、一般図書及び文学館グッズの販売
- 9 その他の事業（第4条第1項第9号関係）
- （1）評議員会の開催（第16条） 定時評議員会（6月）、臨時開催
 - （2）理事会の開催（第30条） 随時開催（実質年2回以上）